



01 令和6年分確定申告、令和7年度市民税・県民税申告相談 2月17日(月)～3月17日(月)

▶ 税務課 ☎23-3509

令和6年分確定申告、令和7年度市民税・県民税申告相談は予約制です。
インターネットや電話で予約ができます。詳しくは市HPまたは広報たはら1月号をご確認ください。

1 予約専用サイトから
すばやく、簡単に！
(3月16日(日)まで)



▶ 予約サイト

2 お電話で (3月14日(金)まで)
午前9時～午後4時30分 ※土日祝除く



▶ 税務課 市民税係 ☎23-3509

▶ 市HP

申告に必要なもの ※内容によっては、下記以外の書類が必要な場合があります。

- ・確定申告のお知らせ
ハガキ(届いた方)
- ・前年の申告書
の控え
- ・マイナンバーカード
- ・本人名義口座番号が分かるもの(預金通帳など)



※お持ちでない方はマイナンバーを確認できる書類
および運転免許証など身元確認ができるもの



- ・筆記用具
- ・利用者識別番号などが
分かる書類(※)

※電子申告をしたことがある方のみ

所得確認に必要なもの

- ・給与、公的年金の源泉徴収票(年金支払通知書は不可)
 - ・収支内訳書(営業・農業・不動産収入のある方) など
- ※収支内訳書は必ず事前作成してください。

各種控除の申告に必要なもの

- ・医療費控除の明細書(医療費控除を申告する方)
※医療費控除の明細書は必ず事前作成してください。
- ・障害者手帳(障害者控除を申告する方)
- ・保険料控除証明書(社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を申告する方)
- ・寄附した団体の受領書(ふるさと納税などの寄附金控除を申告する方) など

介護保険に関わる控除 ▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。また、主治医意見書の写しなどで要件を満たしていることが確認できる場合は、高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口)、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で証明書の交付ができます。

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

令和7年1月下旬頃に、障害者控除の対象となる方に「認定書」を送付しています。

※令和6年中に亡くなられた方は申請が必要です。ご相談ください。

